

### 第3回電動車椅子サッカー2017・FIPFA・World・Cup

当社の竹田敦史横浜事業所長が、今回のワールドカップ日本代表選手に選ばれ、報告の為、町田市長を表敬訪問致しました。22年前に出会った車椅子サッカー。情熱を注ぎ、仕事を始めてからも土日の休みに練習に精を出し、勝ち取った日本代表です。身近に本田や香川選手がいるのと変わらない事です。ちょっとドキドキしませんか？フロリダまで応援に行くのは難しいですが、皆さんの心を一つにして、日本から応援しましょう。

表敬訪問の様子が町田市のホームページに掲載されています。是非、下記のURLをご覧ください。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/bunka/sport/hyoukei/20170510hilyoukeihoumon.html>

### 大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業

皆さんはご存知でしょうか？障害者総合支援法では「通年かつ長期にわたる外出」に該当する通学などには、ヘルパーが使えないことになっています。

もしも常時介護が必要な重度の全身性障がい者が、大学に合格したとしても、登下校と大学内でのヘルパー費用は自己負担しなければ、通うことが出来ないということになります。自費で雇えば年間数百万円かかるヘルパー費用。「自立のための進学に、親に大金を出させたり、車いすを押してもらったりするわけにはいかない」と大学進学を諦めてしまっている障がい者も大勢いることでしょう。

そもそも常時介護が必要な障がい者とは、いついかなる時でも介護が必要な人のことです。当然、通学においても介護が必要なのです。しかし、現状では自費で費用を負担するか、親やボランティアに頼らなければ、キャンパスライフは送れないのです。矛盾を感じませんか？

現在も通勤や通学のために、重度訪問介護サービスを利用することは出来ませんが、このうち大学への進学については国のモデル事業（2年間の事業）として支援が実現しました。平成28年度、平成29年度と2年間にわたり、国立大学、公立大学、私立大学に通う全身性障害のある学生3名に対して通学中と学校内の支援を行っています。3名の学生に対する支援の中で、どこまでが障害者総合支援法での福祉サービスの範囲で、どこからが障害者差別解消法の合理的配慮なのかなど、議論が分かれます。この役割分担について2年間にわたって評価・検証が行われているのです。

今回のモデル事業によって、「通年かつ長期にわたる外出」が認められ、たとえ重度な障がいがあっても、学ぶ機会、就労の機会が、適切な介護のもとで得られるようになることを切に願う次第です。

## まだまだ活用したい求職・求人台帳

PAM・PAS・PAY・PAHと、事業所が4カ所に増えました。働きたい人などがいたとき、いままでは人事担当者が台帳管理をしてきましたが、事務の効率化を図る為、サービス提供責任者が求職・求人窓口の担当になりました。希望介助の曜日、時間帯や性別等必要情報を伝えて台帳に登録させていただきます。

台帳が皆様に有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。

利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げをサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思えますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。